平成２２年（フ）第５５３号
埼玉県所沢市大字北秋津876番地の２　所沢コーポラスＣ―807
債務者　中島リツ子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５５７号
埼玉県所沢市大字山口660番地の９
債務者　阿部　孝氏
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５５８号
埼玉県所沢市大字山口660番地の９
債務者　阿部　里好
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５５９号
埼玉県所沢市大字山口660番地の９
債務者　阿部真由美
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３２８号
札幌市西区福井５丁目18番１号
債務者　亀井　正命
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３７号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目12番26号
債務者　住吉　奈保（旧姓三上山・宮澤）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４７号
北海道石狩市花川北４条４丁目75番地
債務者　安藤　一樹
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０６６号
札幌市白石区本通16丁目南４番69号　ベルビィコート本通16―103号
債務者　横井希世子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１１１号
札幌市中央区南９条西10丁目１番１―403号
債務者　藤田奈津美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２１７号
札幌市中央区南21条西８丁目１番21―306号
債務者　中谷　芳寿
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２８４号
札幌市北区新川４条13丁目７番20―803号
債務者　太田　晴義
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２８５号
札幌市北区新川４条13丁目７番20―803号
債務者　太田美哉子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３０６号
札幌市厚別区厚別西２条４丁目２番10―702号
債務者　竹内　香織
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３４７号
札幌市中央区南６条西９丁目1019番地12　札幌第一パークハイツ1113号
債務者　高橋喜美枝
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５号
北海道室蘭市港北町１丁目１番21号
債務者　一戸　芳樹
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
北海道室蘭市八丁平３丁目38番31号
債務者　舘山佐奈江
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
群馬県富岡市宮崎458番地
債務者　清水　裕一
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２２７号
群馬県安中市中宿１丁目６番35号
債務者　上原　和敏
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで前橋地方裁判所高崎支部